【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2021年7月15日

【会社名】 霞ヶ関キャピタル株式会社

【英訳名】Kasumigaseki Capital Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 河本 幸士郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【電話番号】 03-5510-7651

【事務連絡者氏名】取締役経営企画本部長 廣瀬 一成【最寄りの連絡場所】東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【電話番号】 03-5510-7651

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 廣瀬 一成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第5号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は当該事象が発生した時点で提出されるべきものでありますが、影響額の確定日が本日であった ため、本日提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

特別利益について

2021年4月28日(株式取得日)

2021年7月15日(影響額の最終確定日)

特別損失について

2021年2月13日(重要な災害の発生年月日)

2021年7月15日(影響額の最終確定日)

(2) 当該事象の内容

特別利益の計上

当社は2021年4月28日付でメゾンドツーリズム京都株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。これに伴い、2021年8月期第3四半期決算において、負ののれん発生益を特別利益として計上いたしました。特別損失の計上

2021年2月13日に福島県沖で発生した地震により、当社保有のショッピングセンターフォルテ(宮城県柴田郡大河原町)が被災しました。それにより、原状回復に要した費用として災害による損失及び今後原状回復に要する費用等として災害損失引当金繰入額を、2021年8月期第3四半期決算において特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2021年8月期第3四半期決算において、下記のとおり特別利益及び特別損失を計上いたしました。

特別利益

負ののれん発生益 521百万円

特別損失

災害による損失 36百万円 災害損失引当金繰入額 252百万円

以 上